

やまぐち自転車活用推進計画 (改定素案)



令和4年12月
山口県

目 次

1. 総論	1
(1) 計画改定の趣旨	1
(2) 自転車活用推進計画の位置付け	1
(3) 計画期間	2
(4) 現状と課題	3
2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策	7
【目標1】自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	8
【目標2】サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現	15
【目標3】サイクルツーリズムの推進による新たな観光県やまぐちの実現	16
【目標4】自転車事故のない安心・安全な社会の実現	22
3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置	24
4. 自転車の活用に関する施策を推進するために必要な事項	24
(1) 関係者の連携・協力	24
(2) 計画のフォローアップと見直し	24
(3) 調査、広報活動等	24
別表（計画期間中に講ずべき措置）	25

1. 総論

(1) 計画改定の趣旨

本県では、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法（平成28年法律第113号。以下「法」という。）に基づき、2019年（令和元年）12月に「やまぐち自転車活用推進計画」を策定し、自転車の利活用にかかる様々な取組を進めてきた。

こうした中、高齢化社会の進展や健康意識の高まり、また、コロナ禍におけるライフスタイルや交通行動の変化等、自転車を取り巻く環境は大きく変化している。

このような昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、また、今後の社会の動向を見据えつつ、自転車の活用の推進を一層図るため、必要な見直しを行う。

(2) 自転車活用推進計画の位置付け

「やまぐち自転車活用推進計画」（以下「本計画」という。）は、法第10条に基づき、国の計画を勘案しながら、市町や関係団体、企業等と共に、観光・交流施策のみならず、日常利用、健康、環境など様々な分野に自転車の持つ役割を拡大しつつ、安心・安全な自転車の利活用を総合的かつ計画的に推進するための施策を定めるものである。

【参考①：自転車活用推進法】

（都道府県自転車活用推進計画）

第十条 都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項及び次条第一項において「都道府県自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

【参考②：国の自転車活用推進計画】

自転車活用推進法第9条に基づき2021年（令和3年）5月28日に第二次自転車活用推進計画が策定された。計画期間：2021年度（令和3年度）～2025年度（令和7年度）

(3) 計画期間

法の目的及び基本理念にのっとり、本県の実情に応じた施策を策定し、国や市町と連携しながら自転車利活用の推進に関する様々な課題の解決を図るには、長期的な視点に立った着実な取組が必要である。

また、本計画の上位計画である「やまぐち未来維新プラン」では、未来に希望を持って暮らせる活力に満ちた山口県の実現に向け、進めるべき施策を明らかにし、計画期間を2026年度（令和8年度）までとして様々な取組を推進している。

これらを踏まえ、本計画の計画期間については、長期的な展望を視野に入れつつ、2026年度（令和8年度）までとする。

[上位計画]

やまぐち未来維新プラン	令和4年度策定予定
-------------	-----------

[関連計画]

関連する県の計画	策定年月	分野
やまぐち未来開拓ロードプラン	平成28年6月	道路
山口県環境基本計画（第4次計画）	令和3年3月	環境
山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）	令和4年度（改定予定）	環境
新たな観光振興計画	令和4年度（策定予定）	観光
新たなスポーツ推進計画	令和4年度（策定予定）	スポーツ
山口県交通安全計画（第11次）	令和3年7月	交通安全
山口県学校安全推進計画（第3次）	令和4年度（予定）	教育
山口県地域防災計画	令和4年5月（改定）	防災

(4) 現状と課題

自転車は環境にやさしいモビリティであるとともに、サイクリングを通じた健康づくりや余暇の充実等、人々の行動を広げ、地域とのふれあいや仲間とのつながりを取り持つコミュニケーションツールでもある。

一方で、昨今の社会情勢の変化は、自転車の在り方にも影響を及ぼしつつある。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、ライフスタイルや交通行動にまで影響を及ぼす中、人との接触を低減する移動手段として自転車の利用ニーズが高まった面もみられた。

また、情報通信技術の飛躍的発展に伴い、自転車を含め交通分野でもデジタル化が更に進展する可能性がある。

さらに、高齢化社会の進展等を踏まえ、多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の普及を更に進めることが必要となっている。

都市環境、県民の健康増進、観光地域づくり、安心・安全といった各種の分野においても、自転車を取りまく状況や課題は、次に示すように多様化している。

(都市環境)

自転車の利用促進を図るためには、自転車の利用環境を整えることが必要であり、歩行者、自転車、自動車分離された自転車本来の通行空間の整備に取り組む必要がある。

全国では、平成22年から令和2年の間に、自転車関係する事故件数は概ね半減しているが、自転車対歩行者の事故件数はほぼ横ばいで推移している等、自転車対歩行者の事故への対応が課題となっている。

このような状況にあつて、全国の自転車の交通手段分担率は長期的に見ると減少傾向にあり、公共交通機関が脆弱な本県においては、自動車への依存度が全国平均より高く、相対的に自転車分担率が低い。また、通学利用の多い未成年では自転車分担率が高いものの、成人後の利用は大幅に減少する傾向にある。さらに、路線バスの廃止等、地域公共交通

サービスをめぐる環境が厳しさを増す一方、高齢者の運転免許証返納者数が年々増加し、高齢者の外出が減少する傾向がある。

人生100年時代で高齢者が健康で生きがいに満ちた生活を送るためにも、運転免許返納後になって初めて自家用車以外の移動手段に移行するのではなく、それよりも早い段階で、公共交通とともに自転車が移動手段として利用されるよう促すことが必要である。

今後、コンパクトシティの形成等のまちづくりを進める上で、身近でアクセシビリティ（利便性）の高い交通手段である自転車の利用促進は、地域を支える移動手段確保の観点から重要である。

また、身近な交通手段として、公共交通機関の利用との組み合わせを含めた自転車の利用を促進し、効果的に地球温暖化対策や渋滞対策につなげることが重要である。

（健康増進）

糖尿病が強く疑われる人や、高齢者の要介護者等数が年々増加しており、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）やロコモティブシンドローム（運動器の障害）の予防等による健康寿命の延伸が大きな課題となる中、自転車は適正な運動強度を維持しやすく脂肪燃焼等に効果的であり、生活習慣病の予防が期待できるほか、年齢を重ねた時の歩ける身体づくりに資するものである。一方、子どもの体力・運動能力は依然として低い状況にあるとともに、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著となっていることから、手軽に運動できる自転車を活かし、身近でスポーツの楽しさや喜びを味わうことができる環境づくりを進めることが重要である。

また、自転車による運動効果としてメンタルヘルスの改善も期待されており、健康経営の観点から自転車通勤が労働生産性の向上に寄与する可能性も秘めている。

さらに、タンDEM自転車やハンドサイクル等、障害のある人も利用できる自転車の普及や、これらを活用した障害者スポーツの推進を通じ、

障害のある人自身の健康維持・増進や、社会参加の促進につながることが期待されている。

（観光地域づくり）

平成28年度から、誰もが県内各地で四季を通じてサイクルスポーツを快適に楽しむことができる「サイクル県やまぐち」の実現に向け、本県が有する美しい自然、景勝地、温泉などの資源や特性を活かしたサイクリングルートにおけるサイクリストの受入環境や走行環境の整備に、民間事業者と連携しながら取り組んできたところであり、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、自転車を活用した観光地域づくりには、その取組の効果が着実に現れてきている。

今後も、コロナ後を見据え、整備した環境を活用し、さらなる交流人口の拡大や地域の活性化に繋がるよう、引き続き、本県のサイクルツーリズムに係る効果的な情報発信を行っていく必要がある。

また、引き続き、本県のみを取組に留まることなく、近隣県とも連携した新たなサイクルツーリズムを創出していく必要がある。

（安心・安全）

山口県における、平成29年から令和3年までの5年間の自転車乗用中の死者のうち、自転車側に法令違反が認められた割合は約7割と高水準であるなど、利用者の安全意識の醸成が課題である。このような状況において、自転車の安全利用を図るためには、交通ルールの周知と安全教育を推進することが重要であるとともに、自転車利用者がより安心・安全に自転車を利用できるような点検整備の促進や広報啓発を行うことも重要である。

特に、自転車乗用中の死傷者のうち、65歳以上の高齢者が占める割合は約3割（2,151人中660人）である一方、自転車乗用中の死者に占める割合は約8割（25人中21人）であり、重点的な対応が必要である。さらには、自転車乗用中の死傷者についてヘルメット着用状

況別の致死率を見ると、非着用者の致死率は着用者の約4倍に上ることから、全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメットなど安全装備の装着を促すことが重要である。

自転車が加害者となる事故に着目すると、過去10年間で自転車に関係する事故件数が半数以下に減少している中、自転車対歩行者の事故は依然として発生しており、高額賠償事故も発生していることへの社会的対応が必要である。

さらに、大規模災害や近年の世界情勢の変化に伴うガソリン価格の高騰、交通渋滞の状況下等における移動手段として自転車が有効に活用されていることや「サイクル県やまぐち」Projectの取組によるサイクルステーションが県内各地に整備されていること等を踏まえて、自転車が有する機動性を活かすことにより、災害時における地域の安心・安全を向上させることが必要である。

本計画では、自転車を巡るこれらの現状及び課題に対応するため、自転車の活用の推進に関する目標、実施すべき施策及びその達成に向けて計画期間中に講ずべき措置を定める。

【参考：自転車活用推進法】第二章 自転車の活用の推進に関する基本方針

第八条 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- 一 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路をいう。）、自転車専用車両通行帯等の整備
- 二 路外駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第六号）第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。）の整備及び時間制限駐車区間（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四十九条第一項に規定する時間制限駐車区間をいう。）の指定の見直し
- 三 自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備
- 四 自転車競技のための施設の整備
- 五 高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備
- 六 自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上
- 七 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化
- 八 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発
- 九 自転車の活用による県民の健康の保持増進
- 十 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上
- 十一 自転車と公共交通機関との連携の促進
- 十二 災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備
- 十三 自転車を活用した国際交流の促進
- 十四 自転車を活用した取組であって、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する支援
- 十五 前各号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し特に必要と認められる施策

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

法の目的や基本理念を踏まえるとともに、総論で述べた国の施策と連携を図りながら、市町や関係団体等と共に、自転車を巡る現状及び課題に対応するため、以下のとおり4つの目標を掲げる。

併せて、これらの目標達成のため、法第8条に規定されている「自転車の活用の推進に関する基本方針」を踏まえ、実施すべき施策を定める。

【目標1】自転車交通の役割拡大による 良好な都市環境の形成

本県の特徴である分散型都市構造を活かしたコンパクトなまちづくりと併せて、徒歩や自転車等のスローな交通を中心としたコミュニティを育むまちづくりを推進し、交通における自動車への依存の度を低減させることによって、交通分野の低炭素化や都市部を中心とした道路交通の円滑化等、良好な都市環境の形成を図る。

【目標2】サイクリスポーツの振興等による 活力ある健康長寿社会の実現

自転車競技や、日常生活における自転車利用も含めた生涯スポーツの普及奨励により、心身の健全な発達や生きがいのある豊かな生活の実現、県民の健康寿命の延伸等を目指す。

【目標3】サイクルツーリズムの推進による 新たな観光県やまぐちの実現

自転車に乗ることそのものを楽しむ、あるいは自転車で地域を巡り、沿線の魅力を楽しむ体験型・交流型旅行の促進等による交流人口の拡大、観光地域づくりを推進し、自転車を活用した地域の活性化を図る。

【目標4】自転車事故のない 安心・安全な社会の実現

歩行者、自転車、自動車が互いの特性や交通ルールを理解し尊重しあう、安心・安全な交通環境を創出するとともに、利用目的に応じた良質で利用しやすい自転車の普及と安全性確保を図ること等により、自転車交通事故ゼロの社会を目指す。

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

本県の特徴である分散型都市構造を活かしたコンパクトなまちづくりと併せて、徒歩や自転車等のスローな交通を中心としたコミュニティを育むまちづくりを推進し、交通における自動車への依存の程度を低減させることによって、交通分野の低炭素化や都市部を中心とした道路交通の円滑化等、良好な都市環境の形成を図る。

このため、自転車は公共交通とともに公共性を有するモビリティであることを踏まえ、それにふさわしい安全で快適な自転車利用環境を計画的かつ継続的に創出するとともに、公共交通機関との連携を強化し、自転車利用を促進する。

また、徒歩と同様に、自転車を基礎的な移動手段と捉え、通学利用にとどまらず、目的に合った自転車を誰もが無理なく安全に利用できる環境の創出を図る。

(実施すべき施策)

1. 自転車交通の役割の拡大に向けた、歩行者と自転車、自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備、市町の自転車活用推進計画の策定促進
2. 公共交通機関との接続を強化するためのシェアサイクル・レンタサイクルの普及の促進
3. 県及び市町と公共交通事業者の連携の強化による地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備
4. 駐輪場やシェアサイクル等の運営、放置自転車対策等の効率化に向けた情報通信技術の活用の推進
5. 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携した交通分野の低炭素化や生活道路における通過交通の抑制、無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組の実施
6. 路外駐車場・荷さばき用駐車スペースの整備や、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等による、自転車通行空間の確保

自転車通行空間の計画的な整備等

◆自転車通行空間の整備形態

整備形態	整備イメージ	整備形態	整備イメージ
自転車道	<p style="text-align: center;">縁石線等</p> <p style="text-align: center;">歩道 自転車道</p>	自動車と自転車 を混在通行とする 道路(車道混在)	<p style="text-align: center;">ピクトグラム等 を設置</p> <p style="text-align: center;">歩道 車道</p>
自転車通行帯	<p style="text-align: center;">縁石線等</p> <p style="text-align: center;">カラー舗装等</p> <p style="text-align: center;">歩道 自転車専用通行帯</p> <p style="text-align: center;">路肩 車道</p>	自転車歩 行者道	<p style="text-align: center;">カラー舗装等により、 自転車の通行する部分示す</p> <p style="text-align: center;">普通自転車 歩道通行可の歩道</p>

○市町が作成する「自転車ネットワーク計画」等に基づき、公安委員会や他の道路管理者とも連携し、地域の課題やニーズ、交通状況等に応じた整備手法により、安全で快適な自転車通行空間の整備を進める。

○歩行者や自転車利用者の交通事故防止対策を促進するため、自動車と自転車を混在通行とする場合（車道混在）には、必要に応じて、自転車の通行位置を示し、自動車に注意喚起するための矢羽根型路面表示等を設置する。また、自転車歩行者道を整備する場合には、カラー舗装等により、歩行者と自転車の通行位置を視覚的に分離する。

◆自転車通行空間の整備状況

【自転車道】

路線名	場所	延長	完成年度
県道下関停車場線	下関市竹崎町	0.2km	H27



【車道混在（矢羽根型路面表示）】

路線名	場所	延長	完成年度
県道琴芝際波線	宇部市東琴芝～南小串	1.3km	R2

※宇部市自転車ネットワーク計画に基づく整備



【大規模自転車道】

路線名	区間	延長
山口秋吉台公園自転車道	山口市宮島町～美祢市秋芳町秋吉	30.8km
周防往還自転車道	山口市宮島町～山口市小郡東津	36.1km
佐波川自転車道	防府市新橋～山口市徳地野谷	32.0km

○山口秋吉台公園自転車道

「交通事故の防止と交通の円滑化に寄与し、あわせて国民の心身の健全な発達に資する」ことを目的に、自然公園、名勝、観光施設、レクリエーション施設等を結ぶ大規模自転車道（3路線）を整備



【自転車歩行者道】

※カラー舗装等により、自転車が通行する部分を示す整備を行ったもの

路線名	場所	延長
県道岩国停車場線	岩国市麻里布町	0.45km
県道南岩国尾津線	岩国市南岩国町～尾津町	1.3km
県道南岩国停車場磯崎線	岩国市門前町	1.0km
県道岩国玖珂線	岩国市牛野谷町～平田	1.8km
県道通津周東線	岩国市周東町上久原	1.0km
県道柳井上関線	柳井市南浜～伊保庄	1.5km
県道光柳井線	田布施町麻郷奥～下田布施	1.2km
県道平生港田布施線	田布施町麻郷～麻郷奥	0.9km
県道徳山港線	周南市岐南町～桜馬場	0.7km
県道徳山停車場線	周南市桜馬場～岐山通	0.3km
県道下松新南陽線	周南市岐山通～新宿通	1.6km
県道新南陽津和野線	周南市下上	1.7km
国道315号	周南市徳山	0.2km
国道489号	周南市大神	0.5km
県道新山口停車場長谷線	山口市小郡下郷	0.3km
県道陶湯田線	山口市湯田温泉～若宮町	0.46km
県道新下関停車場線	下関市秋根～伊倉新町	2.5km

○県道山口小郡秋穂線（山口市）
延長 0.6km 令和4年度事業実施中



○県道新山口停車場長谷線（山口市）
延長 0.3km 令和元年度完成



◆自転車通行空間の整備予定
〔路線名：都市計画道路 泉町平川線〕

1 事業概要

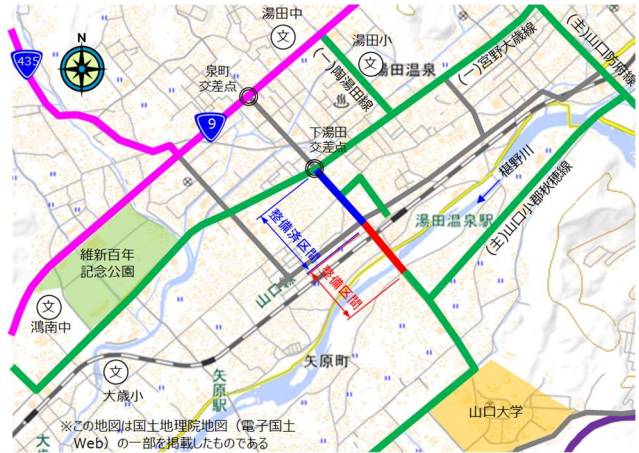
路線名：都市計画道路泉町平川線
(県道陶湯田線)

場 所：山口市若宮町～平井

延 長：L=460m

幅 員：W= 20m

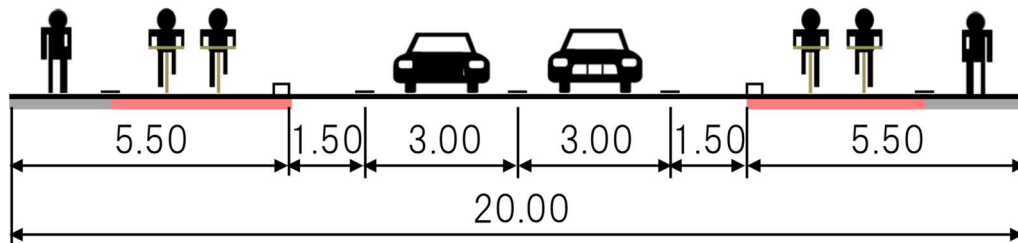
内 容：自転車歩行者道の整備



〔現在の状況〕



2 幅員構成及び整備イメージ



(整備済区間の写真)



〔路線名：県道新南陽津和野線〕

1 事業概要

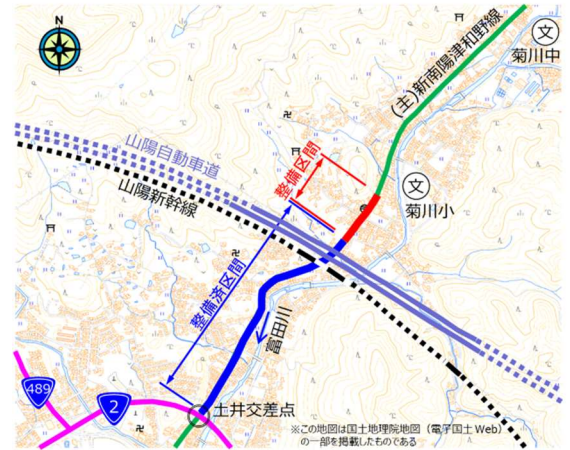
路線名：主要地方道新南陽津和野線

場 所：周南市下上上野

延 長：L=240m

幅 員：W= 14m

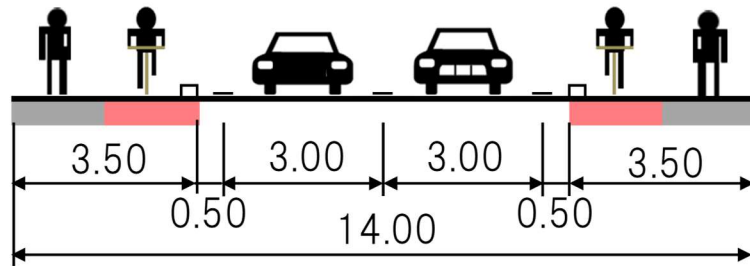
内 容：自転車歩行者道の整備



〔現在の状況〕



2 幅員構成及び整備イメージ



（整備済区間の写真）



主要ゲートウェイにおけるサイクルステーションの配備例

～サイクルステーションとは～

レンタサイクルの運営と共に、サイクリストが立ち寄って休憩でき、簡単な整備も可能な工具セットや空気入れを備えた施設。



○本県中央部の玄関口である新山口駅への設置例

「サイクルステーション」と併せて、鉄道などの公共交通機関を使って輪行で来県したサイクリストが、自転車を組み立てるために使えるスペース「サイクルピット」も設置されている。

◆サイクルステーションの整備状況（2022年3月末時点）

下関地域	下関駅（北自転車駐車場）、ホテル西長門リゾート、豊田農業公園みのりの丘、道の駅螢街道西ノ市、Agawa、下関市細江町駐車場
萩・長門地域	道の駅センザキッチン、スマイル貸自転車営業所（東萩駅）
宇部・山陽小野田・美祢地域	Mine 秋吉台ジオパークセンターKarstar、大正洞清風苑、秋吉台観光交流センター、古民家ゲストハウスひまわり
山口・防府地域	新山口駅駅レンタカー、湯田温泉観光案内所、十種ヶ峰WOOD PARK、防府市まちの駅うめてらす、ふれあいパーク大原湖キャンプ場、NPOあとう
周南・柳井地域	グリーンステイながうら、道の駅サザンセットとうわ、竜崎温泉潮風の湯、柳井市観光協会、下松市観光協会案内所
岩国地域	新岩国駅駅レンタカー、岩国市観光交流所松がね、らんかん高原自転車広場

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

自転車競技や、日常生活における自転車利用も含めた生涯スポーツの普及奨励により、心身の健全な発達や、生きがいのある豊かな生活の実現、県民の健康寿命の延伸等を目指す。

このため、生活習慣病を予防し、あるいは寝たきりにならずに人生を健康に過ごし、生活の質の向上に資するよう、県民の健康に関する情報を収集・理解・活用する力の向上を図るとともに、自転車の利用促進につながるまちづくりと連携し、日常の身体活動量の増加・底上げを図る。

また、青少年の体力の向上や県民の余暇の充実に資するよう、サイクルスポーツの裾野を広げ、できるだけ多くの人がサイクルスポーツを楽しめる機会の創出を図る。

(実施すべき施策)

7. 関係団体と連携した自転車競技の普及・振興
8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出、幅広い年齢層におけるサイクルスポーツ振興の推進
9. 県民の健康への関心を高めることを目的とした、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
10. 企業への呼びかけ等による自転車通勤などの促進

【誰もが楽しめるサイクルスポーツ振興の推進】



目標3 サイクルツーリズムの推進による新たな観光県やまぐちの実現

自転車に乗ることそのものを楽しむ、あるいは自転車で地域を巡り、沿線の魅力を楽しむ体験型・交流型旅行の促進等を通じた交流人口の拡大、観光地域づくりを推進し、自転車を活用した地域の活性化を図る。

そのためには、これまでの取組で整備してきた、本県へのサイクリスト誘客の土台ともいえるサイクルスポーツ環境について、引き続き、民間事業者の協力のもと、これを適切に維持していく必要がある。

その上で、県や関係市町、民間団体等で組織する、スポーツフィールドやまぐち推進協議会を中心に、整備されたサイクルスポーツ環境を活かしながら、引き続き、「サイクル県やまぐち」の効果的な情報発信に取り組む。

また、本県のみでの取組に留まることなく、近隣県との広域連携により、他県と協力した広域サイクリングルートの提案とサービス水準の向上を図り、国の制度・基準に準拠したサイクリングルートとしてブランド化を図ることにより、国内外のサイクリストの誘客を図る。

(実施すべき施策)

11. これまでの取組で整備してきたサイクリスト受入環境の適切な維持
12. 専門情報誌やSNS、大規模サイクルイベントへの出展、eスポーツの活用等を通じた、さらなるサイクリストの誘客につながる効果的な情報発信
13. 中四国・九州の近隣県との広域連携による、広域的なサイクリングルートの提案や、サイクリングツアーの造成等



「サイクル県やまぐち」Project の主な取組

1 サイクルスポーツ環境の整備・維持

これまでの取組で整備を進めてきた、快適で安心・安全にサイクリングができる環境を、適切に維持していく。

<主なサイクリスト受入環境>

- ・ サイクルエイド
飲料販売等による給水、トイレの利用等、サイクリストの休憩施設
- ・ サイクルステーション（レンタサイクル）
- ・ サイクルピット
主要駅等における自転車の組み立て、整備ができるスペース
- ・ モデル宿泊施設
自転車の客室持ち込みが可能など、サイクリストのニーズに応える宿泊施設
- ・ 観光スポットやおすすめの食事、温泉、宿泊場所、体験型コンテンツ等の情報を記載した詳細版サイクリングマップ

2 効果的な情報発信

専門情報誌、WebやSNS、イベント出展、eスポーツの活用等を通じた効果的な情報発信を展開する。



3 広域連携

中四国・九州の近隣県との広域連携により、広域的なサイクリングルート の提案や、サイクリングツアーの造成等を行う。

- ・ 「九州・沖縄・山口一周ルート」を九州地方知事会において設定

◆サイクリスト受入環境

【サイクルエイド】

サイクリストが気軽に利用出来る休憩施設。トイレ、飲料販売のほか、空気入れや簡易修理工具セットを備えている。

《計191箇所(2022年3月時点)》



【サイクルステーション】

レンタサイクルの運営と共に、サイクリストが立ち寄って休憩でき、簡単な整備も可能な工具セットや空気入れを備えた施設。

《計26箇所(2022年3月時点)》



【サイクルピット】

鉄道や船舶等で輸行してきたサイクリストが自転車を組み立てるためのスペース。

《計11箇所(2022年3月時点)》



【モデル宿泊施設】

室内で自転車の保管・組立が出来るスペースや工具等を設置した宿泊施設。

《計17箇所(2022年3月時点)》



【路面標示】

モデルルート等に、距離、道案内の路面標示などの走行環境整備。



【自転車公園・スキルパーク】

子どもや大人が楽しみながら自転車の技術を向上できる施設。(パンプトラックなど)



②角島大橋ブルーオーシャン海道



角島大橋ブルーオーシャン海道



○九州からの玄関口である下関駅をスタートし、日本風景街道「風達のクロスロード」に沿って山口県が世界に誇る絶景ポイント角島・元乃隅神社などを巡り、名湯と名高い温泉郷長門湯本温泉を目指すルート。左手には北長門海岸固定公園に指定された海岸線や日本海の深く青い海が広がり、右手には山陰本線の電車が走るのどかな景観が楽しめる。

<官民連携協議会での取組>

・平成28年度に県、市町、自転車関係団体、観光・経済団体、交通事業者等の各関係機関が参加する「サイクル県やまぐち推進協議会」を立ち上げ、サイクルスポーツの振興とサイクルツーリズムの推進による交流人口の拡大に取り組む。※令和3年度からサイクルスポーツを含むアウトドアスポーツに対象を拡大し、「スポーツフィールドやまぐち推進協議会」に改組。

①快速で安全安心にサイクリングができる環境の整備

- サイクルスポーツ環境の整備 ※箇所数・施設数は令和4年3月時点
 - ・サイクルエイド（休憩所）の整備 … 15箇所
 - ・サイクルステーション（レンタサイクル）の整備 … 5箇所
 - ・モデル宿泊施設への夜間保管用サイクルラック等の設置 … 3施設



- 主要観光スポット等への路面標示の整備
 - ・交差点ごとに、角島大橋や長門湯本温泉などの主要観光スポット等への進行方向、距離を示す路面標示を平成30年度に整備 … 22箇所 下関駅北駐車場（サイクルスタート） 路面標示

②サイクルツーリズム推進のための取組

○ターゲット層に応じたサイクリングマップの作成

- ・ロングライド層をターゲットに、ルート図やサイクルエイド等の位置、各地の見どころ、グルメ情報などを記載した「やまぐち自転車旅サイクリングマップ（詳細版）」を作成
- ・ライト層をターゲットに、市街地観光をテーマにした「まちなかCyclingマップ」を作成

○官学連携した外国人観光客向け広報の実施

- ・山口大学国際総合科学部と連携し、大学生や留学生の視点を取り入れた欧米・台湾からの観光客向け広報動画を作成

○OHP・SNS等を活用した情報発信

- ・ルート沿線の魅力を紹介するプロモーション映像を作成し、HPやYouTubeに掲載
- ・FacebookやInstagramでルート沿線で開催されるサイクリングイベントや魅力的な景観を発信



ロングライド層向け詳細版マップ



官学連携による外国人向け動画の作成



Instagramによる情報発信



(注)国土院地形図を加工して作成

③サザンセトオレンジ海道



サザンセトオレンジ海道



○岩国藩のお納戸として栄え、中世からの白壁の町並みが残る柳井を起点に、「瀬戸内のハイ」と呼ばれる周防大島を1周する100km越えのロングライドルート。瀬戸内海の多島美や穏やかな潮風を感じながら気持ちよく走れるのが魅力。

<官民連携協議会での取組>

・平成28年度に県、市町、自転車関係団体、観光・経済団体、交通事業者等の各関係機関が参加する「サイクル県やまぐち推進協議会」を立ち上げ、サイクルスポーツの振興とサイクルツーリズムの推進による交流人口の拡大に取り組む。※令和3年度からサイクルスポーツを含むアウトドアスポーツに対象を拡大し、「スポーツフィールドやまぐち推進協議会」に改組。

①快速で安全安心にサイクリングができる環境の整備

- サイクルスポーツ環境の整備 ※箇所数・施設数は令和4年3月時点
 - ・サイクルエイド（休憩所）の整備 … 10箇所
 - ・サイクルステーション（レンタサイクル）の整備 … 4箇所
 - ・サイクルピット（自転車の組立等を行うスペース）の整備 … 3箇所 ※広島県・愛媛県からのサポートウェアである背負袋、鍵入れ、大島製に限定し、しまなみ海道のものを優先。
 - ・モデル宿泊施設への夜間保管用サイクルラック等の設置 … 2箇所



- 主要観光スポット等への路面標示の整備
 - ・交差点ごとに進行方向や距離を示す路面標示を平成30・令和元年度にかけて整備 … 24箇所

②サイクルツーリズム推進のための取組

○やまぐち自転車旅サイクリングマップの作成

- ・ルート図やサイクルエイドの位置、各地の見どころ等を紹介する「やまぐち自転車旅サイクリングマップ」を作成（日、英、韓、繁体字の4言語に対応）

○周防大島サイクルアイランド構想

- ・（一社）周防大島観光協会を中心とする「周防大島サイクルアイランド推進協議会」を設立し、「島でサイクリングを楽しむ」をコンセプトに、中・四国からの設備推進施設を展開
- ・広島県内周遊コース「瀬戸内ロングライド」（尾道～今治～松山～周防大島～岩国～宮島～広島）を核とし、自転車を持ち込んでいない観光客でも気軽にサイクリングを楽しめるよう、サイクルステーション（レンタサイクル）を重点的に整備



白壁の町並み



大島瀬戸（大島大橋）

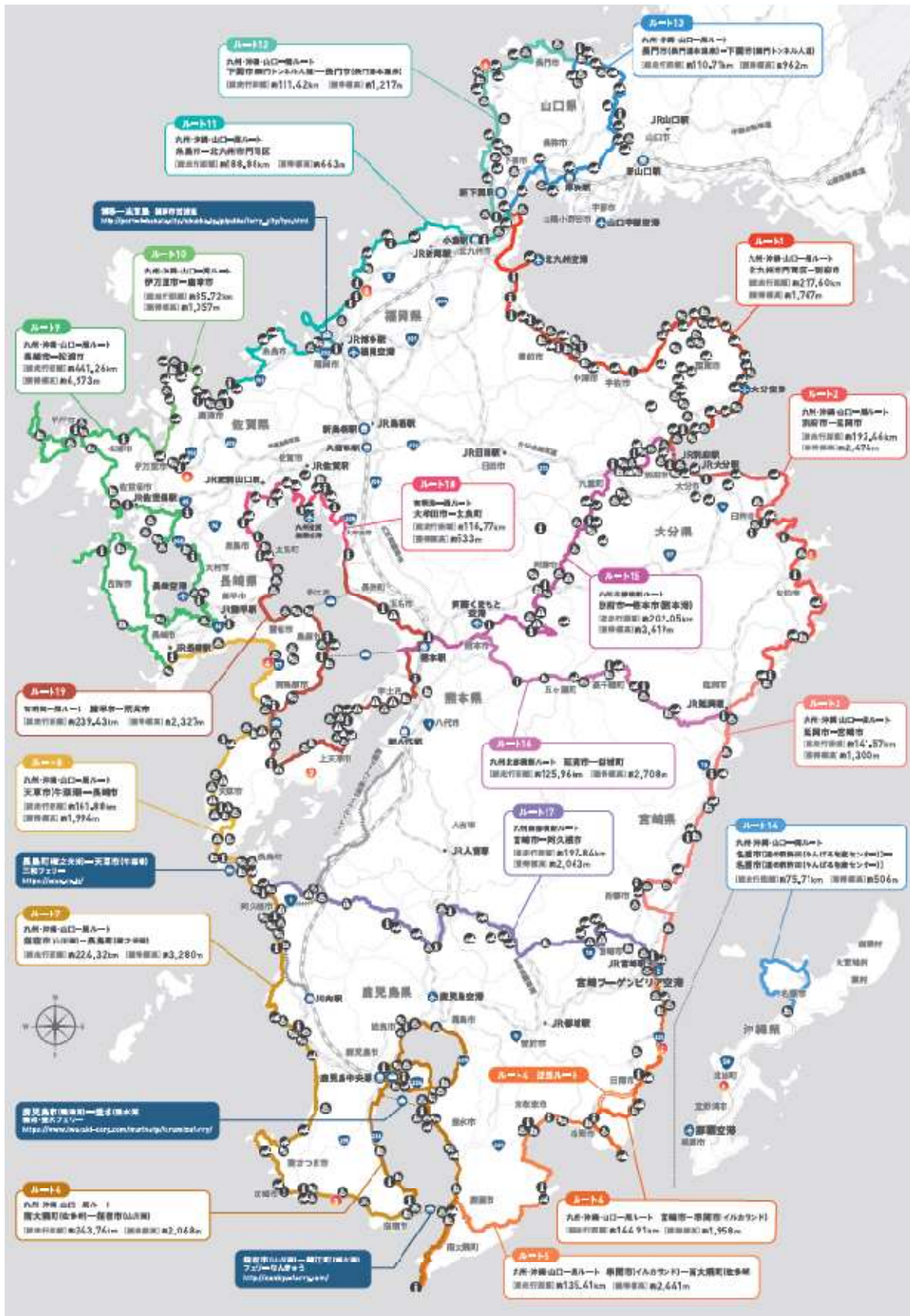


片漆ヶ浜海岸公園



(注)国土院地形図を加工して作成

○九州・沖縄・山口一周ルート



目標4 自転車事故のない安心・安全な社会の実現

歩行者、自転車、自動車が互いの特性や交通ルールを理解し尊重しあう、安心・安全な交通環境を創出するとともに、利用目的に応じた良質で利用しやすい自転車の普及と安全性確保を図ること等により、自転車交通事故ゼロの社会を目指す。

このため、自転車通行空間の整備を促進するほか、高齢者・障害者等の身体に合った多様な自転車の普及を促進すると共に、自転車に関する交通ルールの周知や安全教育の推進等により交通事故の削減を図る。

また、近年、全国では、自転車利用者が加害者となる事故の損害賠償において、加害者側に高額な賠償命令が出ていることなどを踏まえ、被害者救済の観点から、自転車利用者に対する自転車保険等への加入促進に向けた広報啓発活動等を行う。

さらに、災害時における人々の移動や輸送の手段として自転車の有効活用を図ることにより、地域社会の安心・安全を向上させる。

(実施すべき施策)

14. 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について県民に分かりやすく示すことによる、高い安全性を備えた自転車の普及の促進
15. 高齢者、障害者等の多様な者が、安全かつ快適に利用できる自転車の普及を促進
16. 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上の促進、安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組の推進
17. 県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車指導啓発重点路線を中心とした指導取締りの実施、全ての自転車利用者のヘルメット装着など、自転車の安全な利用の促進
18. 自転車を含む交通安全教育を推進するための、学校における交通安全教室の開催等の推進
19. 自転車交通の役割の拡大に向けた、歩行者と自転車、自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備、市町の自転車活用推進計画の策定促進（実施すべき施策1の再掲）
20. 危機管理体制の強化、避難行動への活用等、災害時における自転車活用の推進による地域社会の安心・安全の向上
21. 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

◆安全で安心な交通環境の創出

多様な自転車の普及促進

【三輪アシスト自転車】



【出典：東北大学平田研究室】

交通安全教室

【自転車交通安全教室】



【自転車の安全点検】



小中学校におけるヘルメットの着用に関する啓発等

【正しいヘルメットの着用】



【保護者向け講習】



山口県交通安全学習館における啓発

【自転車シミュレーター】



【模擬市街地】



【自転車技能コース等】



3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

2. で述べた自転車の活用の推進に関する施策を着実に実施するため、計画期間中に講ずべき措置について、別表のとおり定める。

4. 自転車の活用に関する施策を推進するために必要な事項

(1) 関係者の連携・協力

本計画に位置付けられた目標を達成するため、国や関係市町と連携して施策の推進を図る。

また、市町に対して、法第11条に基づく市町村自転車活用推進計画（以下「市町版推進計画」という。）の策定を促すとともに、市町版推進計画に位置付けられた施策の実施に当たっては、国、関係市町、公共交通事業者その他の民間事業者、県民等が相互に連携が図られるように、国の地方支分部局をはじめとする関係者に対して要請する。

さらに、自転車活用の推進に携わる関係団体等の担当者が情報共有できる機会を設けるなど、先進事例の横展開や、課題解決に向けた議論を深めるための取組を推進する。

(2) 計画のフォローアップと見直し

本計画について、必要に応じて有識者の助言を受けるとともに、別表に示す指標を設定した施策については、当該指標を用いつつ取組状況のフォローアップを行う。

また、計画期末に、施策の効果に関する評価を行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえて、本計画の見直しを行う。

(3) 調査、広報活動等

自転車の利用実態や自転車活用による様々な調査結果等の情報収集に努める。

さらに、自転車の活用について県民の理解と関心を深めるために、県民各層に対して、自転車の魅力を多面的に訴求する広報活動を展開する。

別表（計画期間中に講ずべき措置）

目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成		
施策	措置	指標
1. 自転車交通の役割の拡大に向けた、歩行者と自転車、自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備、市町の自転車活用推進計画の策定促進	① 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置、維持管理や運用に努める。	
	② 自転車利用者の利便性向上を図るために、推奨行程だけでなく飲食店舗情報や体験コンテンツ等の詳細な情報を記載したサイクリングマップについて、さらなる自転車利用者の利便性向上に繋がるよう、今後も、必要に応じて関係市町等と連携の上で見直しを行うよう努める。	
	③ 関係する市町と連携して、主要な観光地周辺等の道路における、自転車通行空間の整備を推進する。	
	④ 「ぶちエコやまぐち～2050ゼロカーボン・チャレンジ県民運動～」を合言葉に「ノーマイカーデー運動」における自転車利用拡大のための広報啓発を実施する。	
	⑤ 自転車活用推進計画の策定手順や参考となる先進的な取組事例等の情報を収集し、市町に周知すること等により、市町における自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定を支援する。	
	⑥ 路肩や交差点等自転車通行空間の安全性・快適性の改善やコスト縮減に関する取組について検討するとともに、市町との情報共有に努める。	
	⑦ 関係機関や市町に対して、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月19日道路局長・交通局長通知）の周知に努めるとともに、教育委員会、学校、子ども・保護者、警察、道路管理者等による自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検の結果等も考慮するなど、中高生の自転車通学の安全確保を念頭に置いて、自転車利用や自転車事故の多い市街地を中心に、自転車通行空間の整備を推進する。	
2. 公共交通機関との接続を強化するためのシェアサイクル・レンタサイクルの普及の促進	① シェアサイクル普及促進のための支援の在り方等について検討するとともに、市町との情報共有に努める。	
	② 市町が駅等の周辺において、サイクルポートの設置を検討する場合、市町と連携して関係機関に対してサイクルポートの案内サイン設置等の協力を求めていく。	



	③ 市町が公共交通を補完する交通システムとして、導入を検討するシェアサイクルの安全性及び快適性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備について検討する。	
3. 県及び市町と公共交通事業者の連携の強化による地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備	<p>① 路外への駐輪場設置を推進するとともに、路上への駐輪場設置の促進を図るための国の検討結果を踏まえ、県の占用許可基準について検討する。</p> <p>② 自転車と公共交通の結節点となる鉄道駅等の周辺をはじめとした、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備や利用率向上に向けた取組について、検討するとともに市町との情報共有に努める。</p> <p>③ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第2項における、「鉄道事業者は鉄道駅の周辺における自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体や道路管理者から協力を求められたときは、用地提供等により、駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。」という規定に基づき、市町等からの要望に応じ、国の助言等も得ながら鉄道事業者に積極的な協力を求める。</p> <p>④ 多様な自転車の駐輪ニーズに対応するため、先進事例の収集や市町との情報共有に努める。</p>	
4. 駐輪場やシェアサイクル等の運営、放置自転車対策等の効率化に向けた情報通信技術の活用推進	<p>① 国の社会実験の結果を踏まえた施策や IoT共通基盤技術を活用したシェアサイクル等への適用について検討するとともに、市町との情報共有に努める。</p> <p>② 自転車の利用実態の把握等による効率的な自転車ネットワーク計画の策定を促進するため、情報通信技術の活用による情報の収集やその利用方策等に関する検討及び関係市町への助言を行う。</p>	
5. 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携した交通分野の低炭素化や生活道路における通過交通の抑制、無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組の実施	<p>① 県及び市町が策定する自転車活用推進計画に基づき、コンパクトシティ形成の取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備等について検討し、必要な整備を進める。</p> <p>② 歩行者・自転車中心のまちづくりと合わせ、道路管理者と県公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30プラス」の整備等、ハードとソフト両面から交通安全対策を進める。</p>	

	<p>③ 無電柱化を推進し、生活道路における安全で快適な自転車通行空間の確保を図る。</p>	
<p>6. 路外駐車場・荷さばき用駐車スペースの整備や、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等による、自転車通行空間の確保</p>	<p>① 物流活動が周辺交通へ与える影響を抑制するため、物流ニーズと物流事業者の負担を踏まえ、関係者の理解を得つつ、地域における荷さばきルールの策定促進・荷さばき場や路外駐車場の整備等について検討する。</p> <p>② 植樹帯の活用等による停車帯の設置に関する弾力的な運用の在り方について検討する。</p> <p>③ 自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置の検討や、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえた停車帯の設置又は駐停車禁止の規制の実施等について検討する。</p> <p>④ 地域住民の意見・要望等を踏まえて、違法駐車取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直しし、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車通行空間上をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進する。</p> <p>⑤ 駐車監視員を活用し、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を引き続き適切に推進する。</p>	

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

施策	措置	指標
7. 関係団体と連携した自転車競技の普及・振興	① 自転車競技団体等の関係団体と連携しながら、自転車競技の普及・振興を図る。	○ 健康寿命
8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出、幅広い年齢層におけるサイクルスポーツ振興の推進	① 子どもから大人までがサイクルスポーツを身近で慣れ親しめるよう、自転車競技団体等の協力を得ながら、既設の公園等を有効活用したサイクルスポーツ振興の取組を促進する。 ② 障害の有無にかかわらず、自転車の多様性も踏まえ、誰もが安全に自転車を楽しめるよう、走行環境の在り方等について検討する。 ③ タンデム自転車のより安全で快適な走行環境のあり方等について、各地域の道路交通環境等を踏まえ検討する。	◆日常生活に制限のない期間の平均 【実績値】（2019年度） 男性 73.31年 女性 75.33年 【目標値】（2027年度） 延伸させる
9. 県民の健康への関心を高めることを目的とした、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進	① 県民誰もが生涯を通じて健康に暮らし、元気で活躍できるよう、自転車を活用した健康及び体力の保持増進に関する広報啓発を推進する。 ② 「サイクル県やまぐち」Projectによるサイクルツーリズム等を推進しながら、ウェルネスツーリズムやヘルスツーリズムにつながるような、自転車を活用した健康コンテンツと観光コンテンツが連携した事業の導入、広報活動について検討及び推進する。 ③ 地域におけるスポーツクラブ等において自転車を活用している好事例の情報収集及び情報発信を進め、他地域への展開へと繋がるよう努める。 ④ 県及び市町が策定する自転車活用推進計画に基づき、コンパクトシティ形成の取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備等について検討し、必要な整備を進める。（5-①の再掲） ⑤ 無電柱化を推進し、生活道路における安全で快適な自転車通行空間の確保を図る。（5-③の再掲）	◆日常生活動作が自立している期間の平均 【実績値】（2019年度） 男性 79.94年 女性 84.27年 【目標値】（2027年度） 延伸させる ○ 県民のスポーツ実施率 【実績値】38.4%（2021年度） 【目標値】70.0%（2026年度）
10. 企業への呼びかけ等による自転車通勤などの促進	① 地球温暖化対策の一環として、マイカー通勤から自転車通勤への転換を推進する。 ② 企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するための、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの市町等への周知を図る。 ③ 県の機関において、自転車通勤者や庁舎等への来訪者のために必要な駐輪場等を整備するほか、必要な施策を検討する。	

目標3 サイクルツーリズムの推進による新たな観光県やまぐちの実現		
施策	措置	指標
11. これまでの取組で整備してきたサイクリスト受入環境の適切な維持	①引き続き、民間事業者の協力のもと、サイクルエイド等のサイクリスト受入環境を適切に維持するとともに、さらなる環境の向上に繋がる取組も検討する。	
12. 専門情報誌やSNS、大規模サイクリイベントへの出展、eスポーツの活用等を通じた、さらなるサイクリストの誘客につながる効果的な情報発信	① 関係市町及び団体等で構成するスポーツフィールドやまぐち推進協議会と連携し、自転車関連情報を専門に取り扱う雑誌や、「サイクル県やまぐち」Projectのポータルサイト、Facebook、InstagramなどのSNS、多くのサイクリストが集う県外の大規模サイクリングイベントへの出展、山口県のサイクリングをバーチャル体験できるeスポーツの活用等を通じ、引き続き効果的な情報発信を進める。	
13. 中四国・九州の近隣県との広域連携による、広域的なサイクリングルートへの提案や、サイクリングツアーの造成等	① 中国地方知事会、九州地方知事会、九州地域戦略会議、Setouchi Velo協議会等の広域連携の枠組みにおいて、より広域なサイクルツーリズムを指向するサイクリストの誘客へと繋げるため、引き続き県境を跨ぐ広域なサイクリングルートへの提案や、複数県の観光スポット等を巡るサイクリングツアーの造成等を行う。	

目標 4 自転車事故のない安心・安全な社会の実現		
施策	措置	指標
14. 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について県民に分かりやすく示すことによる、高い安全性を備えた自転車の普及の促進	<p>① 県民が安全に自転車を利用できるよう、自転車の事故情報等の収集を行い、必要に応じて、独立行政法人国民生活センターによる商品テストの結果等も活用しつつ、県民へ自転車の安全な利用に向けた広報啓発等を行う。</p> <p>② 自転車の積載制限について、各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には見直しを検討する。</p>	<p>○ 自転車の安全基準に係るマークの普及 S B A A ・ B A A マーク</p> 
15. 高齢者、障害者等の多様な者が、安全かつ快適に利用できる自転車の普及を促進	<p>① 高齢者等が安全・快適に自転車を利用できるよう、自転車に対する多様なニーズに対して開発された自転車の普及に努める。</p> <p>② 障害の有無にかかわらず、自転車の多様性も踏まえ、誰もが安全に自転車を楽しめるよう、走行環境の在り方等について検討する。 (8-②の再掲)</p> <p>③ タンデム自転車のより安全で快適な走行環境のあり方等について、各地域の道路交通環境等を踏まえ検討する。 (8-③の再掲)</p>	<p>T S マーク</p> 
16. 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上の促進、安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組の推進	<p>① 自転車利用者のより安心・安全な自転車の活用に繋がる点検整備を促進するため、交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進する。</p>	
17. 県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車指導啓発重点路線を中心とした指導取締りの実施、全ての自転車利用者のヘルメット装着など、自転車の安全な利用の促進	<p>① 市町や民間団体等と連携し、「自転車安全利用五則」を活用する等により、全ての年齢層の自転車利用者に対する通行ルール等の周知を図る。</p> <p>② 自転車の安全利用について、県民の交通安全意識の向上を図るための広報啓発に努める。</p> <p>③ 交通事故の被害を軽減するため、県や市町が行う様々なイベント等の機会を活用して、通勤・通学時を始めとした自転車利用時におけるヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を図る。</p> <p>④ 一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の着実な運用を図る。</p>	

	<p>⑤ 交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を開催し、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上等を図る。</p> <p>⑥ 高齢者の自転車事故を防止しつつ、社会参加の機会を確保するため、自転車イベント等において、シミュレーターを活用した高齢者向けの交通安全教室を実施する。</p> <p>⑦ 自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について地域住民への広報啓発に努める。</p> <p>⑧ 自転車の交通ルール遵守について、県及び市町の職員に対して、自転車通行ルール等の周知徹底を図る。</p> <p>⑨ 道路標識や道路標示の意味について学科教習で教育を行うほか、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行するなどの教育を引き続き行っていく。</p> <p>⑩ 自転車に関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、当該地区において重点的に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対して検挙措置を講ずる。</p> <p>⑪ リヤカーを牽引する自転車に対して、歩道通行が認められていない等の交通ルールを周知徹底するとともに、悪質・危険な交通違反に対しては取締りを行う。</p> <p>⑫ 地域交通安全活動推進委員、ボランティア、地方公共団体、関係機関・団体、地域住民等において、違反行為を防止するため、指導啓発活動を推進するとともに、警察による交通違反に対する指導取締りを進める。</p>	<p>○ 公立学校における交通安全教室の実施状況 【実績値】小:98.2%、中:80.9%、高:74.0%、特支:81.3% (2022年2月調査) 【目標値】増加させる (2026年度)</p> <p>○ 公立学校における通学路安全マップ(交通安全)の作成 【実績値】小:93.8%、中:84.4%、高:21.9%、特支:25.0% (2022年2月調査) 【目標値】増加させる (2026年度)</p>
<p>18. 自転車を含む交通安全教育を推進するための、学校における交通安全教室の開催等の推進</p>	<p>① 自転車等の安全利用促進に向けた警察との更なる連携強化について(依頼) (令和4年7月12日文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課事務連絡)を踏まえ、自転車に関する安全教育を始め、児童・生徒に対する交通安全教育をより一層推進する。</p> <p>② 交通安全教室等の講師となる教職員等へ向けた講習会開催を支援するとともに、指導の参考となる資料を周知する。</p>	

	<p>③ 教育委員会、学校、子ども・保護者、警察、道路管理者等が連携して、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を行い、必要に応じた整備を行う。</p>	
<p>19. 自転車交通の役割の拡大に向けた、歩行者と自転車、自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備、市町の自転車活用推進計画の策定促進（1. の再掲）</p>	<p>① 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努める。 （1-①の再掲）</p> <p>② 推奨行程だけでなく飲食店舗情報や体験コンテンツ等の詳細な情報を記載したサイクリングマップについて、さらなる自転車利用者の利便性向上に繋がるよう、今後も、必要に応じて関係市町等と連携の上で見直しを行うよう努める。 （1-②の再掲）</p> <p>③ 関係する市町と連携して、主要な観光地周辺等の道路における、自転車通行空間の整備を推進する。 （1-③の再掲）</p> <p>④ 「ぶちエコやまぐち」を合言葉にCO₂削減県民運動を実施し、「ノーマイカー運動」における自転車利用拡大のための広報啓発を実施する。 （1-④の再掲）</p> <p>⑤ 自転車活用推進計画の策定手順や参考となる先進的な取組事例等の情報を収集し、市町に周知すること等により、市町における自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定を支援する。 （1-⑤の再掲）</p> <p>⑥ 路肩や交差点等自転車通行空間の安全性・快適性の改善やコスト縮減に関する取組について検討するとともに、市町との情報共有に努める。 （1-⑥の再掲）</p> <p>⑦ 関係機関や市町に対して、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月19日道路局長・交通局長通知）の周知に努めるとともに、教育委員会、学校、子ども・保護者、警察、道路管理者等による自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検の結果等も考慮するなど、中高生の自転車通学の安全確保を念頭に置いて、自転車利用や自転車事故の多い市街地を中心に、自転車通行空間の整備を推進する。 （1-⑦の再掲）</p>	

<p>20. 危機管理体制の強化、避難行動への活用等、災害時における自転車活用の推進による地域社会の安心・安全の向上</p>	<p>① 国による災害時における自転車の活用に関する課題や有用性の検討状況を注視し、住民の避難等、災害時における自転車の活用を検討する。</p> <p>② 「サイクル県やまぐち」Projectが配備するサイクルステーションのレンタサイクルについて、災害等におけるボランティア活動への貸出しを検討する。</p>	
<p>21. 自転車損害賠償責任保険等への加入促進</p>	<p>① ポスター、チラシ、ウェブサイト等により、県民に対する自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性等に関する情報提供を行う。</p>	